

稚内市地方創生本部設置要綱

(設置)

第1 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に全庁的に取り組むため、稚内市地方創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の施策の推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認めること。

(組織)

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部を組織する者以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6 本部の庶務は、地方創生課において処理する。

(本部の運営)

第7 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 関係）

教育長

まちづくり政策部長

総務部長

生活福祉部長

建設産業部長

環境水道部長

教育部長

市立病院事務局長